

資料 1

(小売物価統計・小売物価統計調査)

審 査 メ モ

I 小売物価統計（基幹統計）の指定の変更

ア 「小売物価統計」（以下「本統計」という。）は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計を作成することを目的とする特に重要な統計として、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号に規定する「基幹統計」に指定されている。

イ 今般、本統計を作成するために行われている「小売物価統計調査」については、令和3年12月分の集計をもって、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を廃止し、POS情報等を活用した分析に移行することを予定している。

この変更を踏まえ、令和4年1月をもって、本統計に係る指定内容のうち、統計の作成目的から、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の集計表に相当する部分を削除し、下表のとおり改正することとしたい。

変更案	現行
国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする。	国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、 <u>事業所の形態別等</u> の物価を明らかにすることを目的とする。

なお、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の廃止については、後記Ⅱ1（3）にて審議することから、当該審議を行い、これらの廃止が認められた場合に、改めて指定の変更の是非の結論について確認する。

II 小売物価統計調査（基幹統計調査）の変更

1 今回申請された変更

本件申請は、令和2年（2020年）を基準年として行う消費者物価指数の基準改定に当たり、「小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準」（以下「選定基準（動向編）」）に基づき、小売物価統計調査（動向編）の調査品目的一部分を廃止するとともに、調査担当者及び名称の変更を行うことなどを計画している。

(1) 調査の目的の変更

構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を廃止し、POS情報等を活用した分析に移行することに伴い、調査の目的を変更

(審査状況)

ア 令和3年12月分の集計をもって、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を廃止し、POS情報等を活用した分析に移行することに伴い、調査の目的のうち、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の集計表に相当する部分を削除し、以下のとおり変更する。

変更前（令和3年12月まで）	変更後（令和4年1月以降）
小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

イ 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の廃止については、後記（3）にて審議することから、当該審議を行い、これらの廃止が認められた場合に、改めて結論について確認する。

(2) 選定基準に基づく調査品目の変更等

- ① 選定基準（動向編）等に基づき、小売物価統計調査（動向編）の調査品目的一部分を廃止
- ② より代表的な商品を調査するため、動向編の調査品目1品目の名称変更
- ③ 「小売物価統計調査（構造編）の品目選定基準」（以下「選定基準（構造編）」）に基づき、構造編の地域別価格差調査において1品目を追加
- ④ 家計調査の品目（収支項目分類）が2020年1月に改定されたことに伴い、上位品目的一部分について名称変更

(審査状況)

ア 小売物価統計の一部を構成する消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が0又は5の年に基準改定を行っており、次回の基準改定は令和2年（2020年）を基準年として行う。今回、この基準改定に当たり、調査品目を以下のとおり変更したいとしている。

なお、小売物価統計調査（動向編）の調査品目に追加するものについては、すでに令

和2年1月から調査を開始している。

- ① 選定基準（動向編）等に基づき、以下のとおり、小売物価統計調査（動向編）の調査品目一部を廃止（令和3年12月まで調査）

選定基準（動向編）に基づく動向編における調査品目の廃止…27品目

もち米	男児用ズボン
ゆで沖縄そば*	女児用スカート
塩辛	出産入院料
ポーク缶詰*	固定電話機
にがうり	幼稚園保育料
とうが*	携帯型オーディオプレーヤー
グレープフルーツ	ビデオカメラ
果物缶詰	電子辞書
沖縄そば（外食）*	記録型ディスク
整理だんす	辞書
室内時計	文化施設入場料（公立）
毛布	文化施設入場料（独立行政法人）
台所用密閉容器	写真プリント代
防虫剤	
* 沖縄県のみで調査している品目	

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、消費者物価指数におけるインターネット販売価格の採用拡大が求められていることを踏まえて、2020年基準消費者物価指数の作成においてPOS情報及びウェブスクレイピングを活用することにより、小売物価統計調査（動向編）の以下の品目を廃止する。

テレビ	プリンタ
ビデオレコーダー	宿泊料
カメラ	航空運賃
パーソナルコンピュータ	外国パック旅行費

- ② より代表的な商品を調査するため、調査品目1品目の名称を変更（令和3年1月から）

（変更前）化粧石けん ⇒ （変更後）手洗い用石けん

- ③ 選定基準（構造編）に基づき、「生理用ナプキン」を調査品目に追加（令和3年1月から調査）

- ④ 家計調査の品目（収支項目分類）が2020年1月に改定されたことに伴い、上位品目一部について名称を変更（令和3年1月から）

イ これらのうち、①及び③については、把握の必要性に応じて廃止及び追加するものであることから、おおむね適当であると考えられるが、当該選定基準に基づいて適切に選定されているかどうか、POS情報等で代替することが可能かどうかを確認しておく必

要がある。②については、名称を変更する必要があるのかを確認しておく必要がある。④については、統計委員会諮問第80号の答申（平成27年9月17日付け府統委第83号）における指摘に基づき、家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群を「上位品目」として設定したものを、家計調査の品目改定に合わせて変更するものであり、適当であると考える。

(論点)

- 廃止される品目は、選定基準（動向編）に照らしてどのような状況か。また、POS情報等で代替する品目は、実際に代替可能か。
- 追加される品目は、選定基準（構造編）に照らしてどのような状況か。
- 名称の変更により調査の実施や利活用で何か影響は生じるか。
- POS情報を活用する品目について、さらに品目を拡充する余地はないか。

(3) 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査をPOS情報等の活用による分析に移行

構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を廃止し、POS情報等を活用した分析に移行

(審査状況)

ア 第Ⅲ期基本計画において、各府省は民間データ等の活用推進に取り組むこととされたことを踏まえ、価格調査を廃止し、POS情報等を活用した分析に移行したいとしている。また、これに伴い、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査を集計事項から削除（令和3年12月分まで集計）し、POS情報等を活用した分析結果を令和3年までに参考公表予定であるとしている。

【店舗形態別価格調査の調査品目】

うるち米、豚肉、コロッケ、清酒、ラップ、洗濯用洗剤、ドリンク剤、生理用ナプキン、整髪料

【銘柄別価格調査の調査品目】

食用油、ヨーグルト、しょう油、電気掃除機、ルームエアコン、台所用洗剤、洗濯用洗剤、テレビ、電気かみそり

イ これについては、第Ⅲ期基本計画を踏まえて見直しを行うものであり、調査の効率化にも資することであるため、おおむね適当と考えられるが、POS情報等を活用した分析の内容を確認し、集計事項の見直しによる利活用上の支障は生じないか、慎重に検討する必要がある。

(論点)

- 現時点においてPOS情報等を活用した分析をどのように行うことを予定しているか。
- 基幹統計としない理由は何か。
- 結果利活用上の支障は生じないか。

(4) 調査方法の変更

- ① 動向編において、「携帯電話機」の調査担当者を調査員から総務大臣に変更（令和4年1月～）
- ② 「民営家賃」の報告義務者を「民営借家世帯」から「民営借家を賃貸している事業所（当該事業所が民営家賃の収納を委託している場合にあっては当該委託を受けている事業所）」に変更（令和3年1月～）
- ③ 都道府県職員が調査員事務を代行できる場合を拡大し、必要に応じ調査員の訪問に代えて都道府県職員が電話により聞き取ることを可能とする変更
- ④ 都道府県調査及び総務省調査並びに②の民営家賃の調査において、報告者に書類等の提出を求める場合があることから調査方法等に明記

(審査状況)

ア ①については、調査員が調査担当者となっている調査品目のうち、全国又は地域的に均一な価格を取集することが適切な品目として、「携帯電話機」の調査担当者を調査員から総務大臣に変更するものである。変更時期については、令和4年1月としているが、これは、小売物価統計調査システムの切替えを令和2年11月～令和3年2月に予定しているためであるとしている。②については、従来、家賃調査（民営家賃）は「世帯」を報告者とし、不在等により世帯を調査できない場合は「事業所」を調査していたが、近年、世帯から協力を得ることが難しく、事業所から価格を収集することが増加していることから、報告義務者を事業所に変更するものである。③については、調査の効率化及びコンプライアンス確保の観点から、必要に応じて都道府県職員が調査できるようするものである。④については、現行調査において、報告を求める小売価格又は料金の審査に必要となる料金表等の提出を求めていたため、また、民営家賃の調査において、負担軽減の観点から、事業所が管理する物件リスト等の提出を求める場合があることから、調査方法及び報告義務者の報告方法に明記するものである。

イ これらの変更はいずれもおおむね適当と考えるが、①については、変更時期の理由について確認する必要がある。②については、調査状況を確認する必要がある。

(論点)

- 調査担当者の変更時期を調査システムの切り替え時期に合わせるのはなぜか。
- 家賃調査において世帯と事業所の回収割合の変化はどのように推移しているのか。
また、事業所の方が確実に回収できる根拠及び想定する効果は何か。

(5) 集計事項の変更

P O S 情報・ウェブスクレイピングを活用した分析などの新たな課題にリソースを安定的に振り向ける観点から、優先度が相対的に低いと考えられる集計事項の一部を廃止（令和3年1月以降の集計）

(審査状況)

ア P O S 情報・ウェブスクレイピングを活用した分析などの新たな課題にリソースを安定的に振り向ける観点から、優先度が相対的に低いと考えられる以下の集計事項の一部を廃止したいとしている。

- ・ 動向編：「主要品目の年平均価格（市町村別）」のうち人口15万未満の市及び町村に係る集計
- ・ 構造編（地域別）：「年平均価格（市町村別）」の集計

イ これらの集計事項の見直しについては、集計事項の見直しによる利活用上の支障は生じないか、慎重に検討する必要がある。

(論点)

- 集計事項の見直しによる利活用上の支障は生じないか。
- 集計事項の見直しに伴い、調査の効率的実施のために、調査対象地域も見直す必要はないか。

2 統計委員会諮問第80号の答申（平成27年9月17日付け府統委第83号）における「今後の課題」等への対応状況について

（1）統計委員会諮問第80号の答申の「今後の課題」

本調査については、統計委員会諮問第80号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

（1）選定基準の運用

調査品目については、動向編及び構造編それぞれの選定基準に沿って適時・適切に選定すること。

（2）名簿情報を活用した集計の充実

本調査の調査対象名簿（価格報告者台帳）には、経営組織や売場面積等の情報が含まれていることから、その整備を図った上で、名簿情報を活用した集計の充実について検討を行う必要がある。

（3）特売価格の実施状況の把握

特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討を行う必要がある。

（審査状況）

ア （1）について、調査実施者は、統計委員会諮問第80号の答申以降、平成29年1月から選定基準（構造編）に沿って13品目を入れ替え、平成30年2月分から選定基準（構造編）に沿って3品目を入れ替え、平成30年2月分から選定基準（構造編）に沿って3品目を入れ替え、平成31年2月から選定基準（構造編）に沿って1品目を入れ替え、令和2年1月から選定基準（動向編）に沿って27品目を追加するなど、適時・適切に見直しを行っている。また、今回の申請において、消費者物価指数2020年基準改定に向けて、平成27年度に了承された調査品目の選定基準に沿って変更するとしており、課題に対応している。

イ （2）について、調査実施者は、「小売物価統計調査年報（平成29年、30年）」においては、名簿情報を活用し、スーパーの売場面積階級別価格分布に関する分析結果を参考掲載している。また、店舗形態の新たな区分として「ドラッグストア」を令和2年1月調査結果から設定し、集計の充実を図っており、課題に対応していると考える。

ウ （3）について、調査実施者は、POSデータを用いた特売価格の把握について、外部有識者との共同研究を実施中であり、研究成果は、「小売物価統計調査年報」に参考掲載することも含めて、検討を進めており、引き続き、今後の課題として、検討を求めることが考えられる。

(2) 小売物価統計調査に係る部会審議結果について一更なる改善に向けたロードマップ－

本調査については、「小売物価統計調査に係る部会審議結果について一更なる改善に向けたロードマップ－」（平成27年9月17日付。以下「部会長メモ」という。）において、本調査の集計事項の一つである消費者物価指数の改良に関する意見に関連して、次のような点についても、「拙速な対応を避けつつも、前向きかつ着実に取り組む必要があると考えます。」とされている。

「消費税抜きCPIの作成及び公表について」は、平成29年4月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。

「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成29年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

部会長メモのうち、「消費税抜きCPIの作成及び公表」について、調査実施者は、消費税調整済みの指標を参考指標として平成29年5月（全国）に公表した。参考指標の作成に当たっては、有識者の意見を踏まえ、消費税法上の課税・非課税の扱いや、課税扱いとする品目について税率変化分を機械的に控除する方法によって行っている。令和元年10月の消費税率改定後についても、消費税等を調整した指標を参考指標として公表しており、対応がなされていると考える。

また、「家賃の経年劣化調整」について、調査実施者は、有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年3月及び7月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告するとともに、同年7月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表した。

さらに、平成29年度の分析に使用した住宅・土地統計調査は5年以上前の結果（平成25年調査）であることから、最新の平成30年住宅・土地統計調査のデータを用いた分析を行う予定であり、分析結果等については、本年度、国民経済計算体系的整備部会に報告予定であるとしており、着実に取り組んでいるものと考える。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）等の指摘への対応状況について

本調査については表1のとおり、第Ⅲ期基本計画において、以下の検討課題が指摘されている。

表1 第Ⅲ期基本計画における指摘事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1)基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指標を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。

上記の指摘事項のうち、「消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。」については、国民経済計算体系的整備部会での審議を踏まえ、令和2年1月から調査品目に葬儀料を追加されているほか、前記1（2）のとおり、本件申請において対応が図られている。

また、「消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定（令和3年8月予定）で参考指標を公表することを目標に平成30年度（2018年度）以降も検討する。」については、次期基準改定までに結論を得るべく国民経済計算体系的整備部会で報告・確認を行うなど、検討中であり、国民経済計算体系的整備部会において引き続き審議することとされている。

以上